別紙

□ＩＴ移住支援金の交付申請に関する誓約事項

以下の場合には、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) ＩＴ移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) ＩＴ移住支援金の申請日から３年未満に山陽小野田市以外の市区町村に転出した場合：

全額

(3) ＩＴ移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：

全額

(4) 「山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金交付要綱」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5) ＩＴ移住支援金の申請日から３年以上５年以内に山陽小野田市以外の市区町村に転出した場合：半額

□ＩＴ移住支援金の交付申請に関する個人情報の取扱い

山陽小野田市は、「山陽小野田市ＩＴ関連人材移住支援金交付要綱」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、山陽小野田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。